

監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づき、次のとおり松林俊治の請求に係る監査を執行したので、同項の規定により、その結果を公表します。

令和3年1月8日

山口県監査委員	二木健治
同	石丸典子
同	小田正幸
同	木村進

第1 監査の請求

山口市吉敷中東一丁目9番11号 松林俊治から次のとおり監査の請求があった。

山口県職員に関する措置請求の要旨

山口県知事 村岡嗣政氏（以下「知事」という。）が、2020年（令和2年）9月23日から10月23日まで県庁内で開催した「山口県の総理大臣展」（以下「総理大臣展」という。）は、「県民のふるさと山口への誇りと愛着を一層高める機会」を目的として、山口県ゆかりの8人の総理大臣のパネル展示により行われたが、次の理由により、総理大臣展に係る公金の支出は不当であるので、知事は支出した1,958,000円を山口県に対して賠償すること。

1 山口県ゆかりの総理大臣の選定基準について

山口県ゆかりの8人の総理大臣の選定基準について、山口県としての独自の選定基準はなく、総理大臣の出身地を、原則として、戦前は「出生地」を、戦後は「選挙区」を記載している首相官邸のホームページによるものとしているが、これにより、山口県生まれでなく、山口県で成長したこともない安倍晋三氏が山口選挙区から選出されているので、山口県ゆかりの総理大臣とされている一方、山口県宇部市で生まれ、宇部市内の小中学校、高校で学び成長した菅直人氏は、東京選挙区から選出されているので、山口県ゆかりの総理大臣ではないと除外されている。

この選定基準は、山口県民感情から見て妥当なものとはいえず、公平・公正ではない恣意的なものと思慮する。

2 憲法第94条との観点

憲法第94条は、地方公共団体が国家から独立して団体自治を行う理念を具体化したものであり、地方自治体が公共事業を行ったり、地方税を集めるなど、広く地方行政の事

務を独自に執行できると定められたものであるが、山口県が今回開催した総理大臣展は、「内閣総理大臣安倍晋三氏の退任を」理由として開催されたものであり、これは、公権力者の出处進退に迎合した政治的な行為であり、憲法第94条から逸脱した地方行政事務と言える。

第2 監査の結果

上記の監査請求について監査した結果を次のとおり請求人宛て通知した。

令 2 山 監 査 第 8 3 号

令和3年(2021年)1月8日

松 林 俊 治 様

山口県監査委員

山口県職員措置請求について (通知)

令和2年11月11日に請求のありましたこのことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条第5項の規定に基づき、監査を執行しましたので、同項の規定により、その結果を下記のとおり通知します。

記

1 請求の受理

この請求については、所定の形式的要件を具備していると認め、令和2年11月25日に請求を受理した。

2 要件審査

(1) 損害額の特定について

請求の要旨において、請求人は「公金の支出は不当であるので、知事は支出した1,958,000円を山口県に対して賠償すること。」と記載し、委託金額が1,958,000円の契約締結伺の写しを、事実を証明する書類として提出しているが、具体的にどのような損害が生じているかが不明であることから、陳述・監査の過程において明らかにすることとした。

3 監査の実施

(1) 請求人の陳述

請求人に対し、自治法第242条第7項の規定に基づき、令和2年11月30日に証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人から陳述が行われた。

陳述の要旨は次のとおりである。

ア 総理大臣展の開催について

- (ア) 山口県は、首相官邸ホームページの「総理大臣の出身地は原則として、戦前は『出生地』を、戦後は『選挙区』を記載した」ことを根拠としているが、それに従う合理性は説明されていない。

2020年(令和2年)9月12日付け河北新報山形版では、「内閣広報室担当者は、『戦前は選挙を経ていない首相が多く、戦後は民主的な選挙を実施している。区別したと推測されるが詳細は確認できない。一般論ではあるが、出身地はアイデンティティーに関わるので、決まったルールというより適宜、適切に判断する』と答えた。」と報道していることから、県が言う「戦後は『選挙区』を記載した」ことに特に根拠や合理性、正当性はなく、このような曖昧な基準で行う展示に公金を支出することに正当性は認められない。

- (イ) 昨年に続き総理大臣展を行う動機が、内閣総理大臣安倍晋三氏の退任であることは、安倍晋三氏は総理大臣を退任しても1年以内には選挙が行われる現職衆議院議員であり、今回の展示事業が安倍晋三氏の選挙に利するものになることが十分考えられ、様々な支持政党を持つ県民の税金を使って行う事業として認められない。
- (ウ) 今後、山口県ゆかりの総理大臣の基準については、県民の意識や感情も踏まえ、宇部市出身の菅直人氏も加えるよう検討すべきである。

イ 総理大臣展の事業費1,958,000円が不当な支出であることの法的根拠について

- (ア) 憲法第94条を具現化する公務員には、憲法第15条第2項で「すべての公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。」と規定されており、これは、公務員は国民全体の利益のために奉仕すべきであって、国民の中の一部の者、例えば一党派や一部の社会勢力などの利益のために奉仕してはならないことを意味しており日本国憲法を具現化する基盤となる。

したがって、憲法の視点から見ると、「総理大臣展」の実施に、公平・公正な根拠も正当性もなく、全体の奉仕者であるべき山口県知事の公務員としての義務を怠っているものと言わざるを得ない。

- (イ) 2020年(令和2年)9月24日付け朝日新聞に掲載された新藤宗幸千葉大学名誉教授のコメントは「安倍氏は現職の衆議院議員で、来秋までに衆院選が予定され

ている中、政治色が強すぎるイベントだ。県費を使ってやるべきではない。自治体のあるべき姿は、多様な政治信条を持った住民全体を見据えること。特定の政治家や政党を支持するような施策は慎むべきだ。」というものであり、総理大臣展の開催期間に県庁に寄せられた 41 件の意見のうち 30 件は批判の意見であることを考えれば、全体の奉仕者であるべき山口県知事が、一党一派に偏することにつながる今回の展示事業は認められない。

- (ウ) 展示内容を見ると、他の歴代総理大臣と比較して現職衆議院議員である安倍晋三氏の写真が多く、その写真も安倍事務所から借りたものが含まれていることを考えれば、そこには民主的な行政も公平な行政も存在せず、一部政党や特定の政治家、それも現職に忖度した地方自治とはかけ離れた行政の姿が浮き彫りとなっており、展示事業は自治法にある「民主的にして能率的な行政の確保」が図られておらず、同法にある「住民の福祉の増進」に寄与した成果がなく、明らかに憲法第 92 条の「地方自治の本旨」を根幹とする憲法第 94 条から大きく逸脱している。

以上により、知事が行った総理大臣展は不当な支出であり、知事はその事業費 1,958,000 円を山口県に対し賠償することを求める。

(2) 監査請求の趣旨

監査に当たっては、請求書に記載された事項及び事実証明並びに請求人が陳述した内容に基づき、監査請求の趣旨を次のように解した。

ア 山口県ゆかりの総理大臣の選定について

山口県は、総理大臣展で紹介する山口県ゆかりの 8 人の総理大臣について、歴代総理大臣の出身地を、原則として、戦前は「出身地」、戦後は「選挙区」により記載している首相官邸ホームページの情報を基準として選定しているが、そこに合理性や正当性はなく、県民の思いからすると、公平・公正を欠く恣意的なものであると思慮されるため、このような基準で選定された 8 人の総理大臣を対象とした総理大臣展の開催に公金を支出することに正当性は認められない。

今後、山口県ゆかりの総理大臣の基準については、県民の意識や感情も踏まえ、宇部市出身の菅直人氏も加えるべきである。

イ 憲法第 94 条から逸脱した地方行政事務について

安倍晋三氏の総理大臣退任を機に総理大臣展を開催することは、安倍氏がまだ現

職の衆議院議員であることから、1年以内に行われる選挙に利することになり、総理大臣展は特定の政治家や政党を支持するための政治的な事業である。

一党一派に偏することにつながるこの総理大臣展の開催は、公平・公正な根拠も正当性もなく、憲法第94条の地方行政事務の範囲を逸脱した行為であると言える。

以上の理由により、知事が行った総理大臣展は不当な事業であり、その開催に係る経費は不当な支出であるため、知事はその事業費1,958,000円を山口県に対し賠償することを求める。

(3) 監査の対象事項

監査請求の趣旨を前述のように解し、監査の対象事項を次の項目とした。

ア 山口県ゆかりの総理大臣の選定について

山口県ゆかりの8人の総理大臣の出身地を、原則として、首相官邸ホームページの情報に基づき開催していることの合理性や正当性

イ 憲法第94条から逸脱した地方行政事務について

安倍晋三氏の総理大臣退任を機に総理大臣展を開催したことが、特定の政治家や政党を支持するための事業となり、公平・公正な根拠も正当性もない憲法第94条から逸脱した地方行政事務であるか

(4) 監査の実施

当該事業を所管する山口県総合企画部政策企画課を対象にして監査を実施し、その結果、確認された事実及び請求に対する県の主張は、次のとおりである。

ア 総理大臣展について

(ア) 確認された事実

a 総理大臣展の概要について

安倍総理大臣の退任を機に、下記のとおり開催されたことを確認した。

事業名：山口県の総理大臣展

開催目的：本県が輩出した8人の総理大臣の業績やゆかりの地の紹介を通じて、県民のふるさと山口への誇りと愛着を一層高める機会とする。(伊藤博文、山縣有朋、桂太郎、寺内正毅、田中義一、岸信介、佐藤榮作、安倍晋三)

開催期間：令和2年9月23日(水)から10月23日(金)(土日も開催、開催初日にオープニングセレモニー開催)

開催場所：県庁1階エントランスホール

展示内容：①ウエルカムサイン (W1800mm×H3000mm)

②挨拶パネル (W900mm×H2100mm×3面(三角柱)：パネル1枚目

は事業名、パネル2枚目は知事あいさつ、パネル3枚目は県議会議長あいさつ)

③安倍総理在職日数歴代最長までの歩み紹介パネル(W3000mm×H2400mm×3枚:写真108枚、歴代総理大臣の在職日数上位10者紹介:写真2枚)

④8人の総理大臣ゆかりの地紹介パネル(W4500mm×H1700mm:一般社団法人山口県観光連盟資料提供による各総理大臣のゆかりの地、施設等紹介)

⑤8人の総理大臣の経歴等紹介パネル(W900mm×H2100mm×3面(三角柱)×8人:パネル1枚目は肖像写真1枚、パネル2枚目は経歴、パネル3枚目は年譜掲載、安倍総理大臣分は年譜に写真12枚)

⑥山口県の歴史と総理大臣年譜パネル(W6300mm×H2700mm:文字のみ)

主催:山口県

後援:山口県議会、山口県市長会、山口県市議会議長会、山口県町村会、山口県町議会議長会

その他:A4サイズのチラシ1,500枚が作成され、県内の7県民局及び総理大臣展会場に備え置き

b 過去に開催された総理大臣展の概要について

過去に3回、同様の総理大臣展が開催されており、その概要について下記のとおり確認した。

(a) 平成18年10月6日から10月29日

事業名:8人の宰相展

開催場所:旧県議会議事堂

参考:安倍首相就任(第1期)を機に開催

(b) 平成25年1月15日から2月3日

事業名:山口県の総理大臣展

開催場所:旧県議会議事堂

参考:安倍首相就任(第2期)を機に開催

(c) 令和元年12月2日から12月27日

事業名:山口県の総理大臣展

開催場所:県庁1階ロビー

参考:安倍首相通算在職日数歴代最長達成を機に開催

(イ) 県の主張

a 開催に至った経緯について

山口県が人口減少など様々な諸課題を抱えている中で、山口県の活力を高め、県民に山口県のことをよく知っていただき、ふるさと山口へ

の誇りと愛着を持っていただくことが重要であるため、これまでも山口県の総理大臣展をはじめ、明治維新で活躍した偉人たちを紹介するパネル展の開催などの様々なイベントを、時機を捉えて実施してきた。

今回もこうした取組の一環として企画したものであり、実施に当たっては、知事協議にて開催の承認を得たものである。

b 総理大臣展の趣旨について

本県は全国最多となる8人の総理大臣を輩出しており、そうした歴史について県民の皆様にも再認識していただくとともに、歴代総理大臣の功績やゆかりの地の紹介等を通じて、ふるさと山口への誇りと愛着を高めていただくためである。

c 安倍総理大臣の退任を機に開催した理由について

安倍総理大臣が、総理大臣在職連続日数の歴代最長を達成され、また、総理大臣退任を表明されたことにより、県民の総理大臣に対する関心が非常に高まっていたことから、より多くの来場者が見込める等、事業効果が最も発揮できる機会と考えられるため、安倍総理大臣の退任直後の開催とした。

d 山口県ゆかりの総理大臣の選定について

本県ゆかりの総理大臣については、首相官邸ホームページで公表されている歴代総理大臣の出身地により選定している。首相官邸では総理大臣の出身地を原則として、戦前は「出生地」、戦後は「選挙区」としているが、公表に当たっては、内閣広報室が大臣秘書官等を通じて本人に確認を行っていることを同広報室に確認しており、ホームページに掲載される出身地は本人の認識と一致しているものと考えている。このため、こうした情報を選定の基準とすることは妥当と考える。

e 総理大臣展の評価及び成果について

今回の総理大臣展では、令和元年12月に開催した前回の総理大臣展（以下「前回総理大臣展」という。）の来場者数3,484人を上回る4,634人の来場をいただいた。

電話やメール等で41件の意見を受け、そのうち30件は開催に批判的な意見であったが、来場した多くの方が総理大臣展のチラシを記念に持ち帰ったり、「故郷からこれだけの総理大臣が出て誇らしく思う。」といった意見をいただく

など、概ね開催の目的は達成されたものと受け止めている。

f 憲法第 94 条との関係について

憲法第 94 条は、地方行政事務の具体的な範囲について何ら定めておらず、総理大臣展の開催がこの条文を逸脱しているとは考えていない。

このたびの総理大臣展は、安倍前総理大臣だけではなく、山口県ゆかりの歴代総理大臣の歴史や業績、ゆかりの地等の紹介を通じて、県民の郷土への誇りや愛着を一層高めることを目的としており、また、安倍前総理大臣の写真が他の歴代総理大臣のものより多いのは、総理大臣の公務を紹介するためであって、一部の政党や特定の政治家を取り上げる趣旨ではないことから、地方行政事務の範囲を逸脱しているという主張は認められない。

イ 予算措置について

(ア) 確認された事実

令和 2 年 9 月 9 日に、総理大臣展に係る予算 1,958,000 円について、総務部財政課より、款) 総務費 項) 総務管理費 目) 一般管理費 節) 委託料として、配当替えにより措置されていることを、令和 2 年 9 月 9 日訓第 170 号配当替調書により確認した。

(イ) 県の主張

過去に開催された総理大臣展についても、今回と同様に、年度途中の配当替えによりいずれも一般管理費として措置されている。

新型コロナウイルス対策に必要な予算をしっかりと確保した上で、県政の課題に対応する施策を実施するための予算が措置されたと考えている。

ふるさと山口への誇りや愛着を高めるという趣旨のもと、人口減少対策にも資する有意義な事業であると考えている。

ウ 委託契約について

(ア) 確認された事実

a 契約締結について

執行伺 (令和 2 年 9 月 10 日決裁)、競争入札等審査会 (令和 2 年 9 月 10 日決裁)、業者選定伺 (令和 2 年 9 月 11 日決裁)、契約締結伺 (令和 2 年 9 月 16 日決裁)、契約締結 (令和 2 年 9 月 16 日契約締結)、令和 2 年度契約締結状況 (令和 2 年 10 月 20 日公表) により適切に処理されていることを確認した。

b 委託料支出について

検査職員任命伺（令和2年10月2日決裁）、業務委託検査調書（令和2年10月25日検査）、業務委託検査報告書（令和2年10月25日報告）、支出負担行為状況（令和2年9月29日支出負担行為登録）、支出状況（令和2年11月9日支出登録、11月16日支払）により適切に処理されていることを確認した。

(イ) 県の主張

a 随意契約について

総理大臣展開催に係る業務委託について、経費削減を図るため、前回総理大臣展の際に委託業者が作成し、県が著作権を保有するデザインデータの活用が必要であったが、著作権法（昭和45年法律第48号）上、当該データの加工は当時の委託業者のみが行えることから、同じ業者を選定し随意契約を行った。

b 経費節減について

経費削減を図るため、前回総理大臣展で実施した映像の展示、県庁エントランスホールの円柱形の柱を活用した掲示、安倍晋三氏の等身大立ちパネルの展示、PR用ポスター作成を行わないこととした。

4 監査の結果

3の(2)「監査請求の趣旨」、3の(3)「監査の対象事項」及び3の(4)「監査の実施」を踏まえ、次のとおり判断する。

まず、山口県ゆかりの総理大臣の選定について、請求人は、原則として、出身地を戦前は出生地、戦後は選挙区としている首相官邸ホームページの基準を適用していることは、山口県民の思いからすると公平・公正ではなく恣意的なものであると主張する。

これについて、県は、首相官邸ホームページで公表されている総理大臣の出身地は、前記の原則によるとされているが、公表に当たり、本人に確認をした後に掲載されているため、同ホームページに掲載される出身地は本人の認識と一致しているものであるとする。

一般的に、政府機関のホームページへの掲載事項は、国民の偏見や誤解が生じないように、必要な注意を払って決定されているものと考えられ、総理大臣展において、紹介する総理大臣を、首相官邸ホームページに記載されている歴代総理大臣の出身地情報に基づき選定した県の判断が、合理性や正当性を欠くとは言えない。

次に、安倍晋三氏の総理大臣退任を機に開催していることが、憲法第94条から逸脱し

た地方行政事務であるかについて、請求人は、安倍晋三氏の総理大臣退任を機に総理大臣展を開催することは、安倍氏がまだ現職の衆議院議員であることから、1年以内に行われる選挙に利することになり、総理大臣展は特定の政治家や政党を支持するための政治的な事業であるとし、総理大臣展の開催は公権力者の出处進退に迎合した政治的な行為であり、憲法第94条を逸脱するものと主張する。

これについて、県は、憲法第94条は、地方行政事務の具体的な範囲について何ら定めておらず、総理大臣展の開催がこの条文を逸脱しているとは考えていない。総理大臣展の開催目的は、全国最多の8人の総理大臣を輩出している山口県の歴史について県民に再認識していただくとともに、歴代総理大臣の功績やゆかりの地の紹介等を通じて、ふるさと山口への誇りや愛着を高めるためとし、安倍総理大臣の退任を機に開催したことについては、県民の間で総理大臣に対する関心が非常に高まっており、より多くの来場が見込める等、最も事業効果が高まる機会であったためとする。また、安倍前総理大臣の写真が他の歴代総理大臣のものより多いのは、総理大臣の公務を紹介するためであって、一部の政党や特定の政治家を取り上げる趣旨ではないことから、今回の総理大臣展の開催が、地方行政事務の範囲を逸脱しているという主張は認められないとする。

憲法第94条においては「地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。」と規定されており、これは、団体自治に関わる規定として、地方公共団体の権能（地方自治権）に属すべき事項を抽象的・概括的に例示し、地方公共団体の自治行政権と自治立法権の権能を保障することを定めたものであり、地方公共団体が、当該地域の行政を自立的に運営すべきであるとするものと解される。

総理大臣展は、このような団体自治の下、総理大臣という公職への県民の関心が高まっていると考えられる時期を捉え、人口減少などの山口県を取り巻く行政課題の改善に資するための取組として、山口県ゆかりの総理大臣の業績やゆかりの地の紹介を通じて、県民のふるさと山口への誇りと愛着を高めるために開催されたものと理解できることから、憲法第94条から逸脱した地方行政事務とは言えないと認められる。

以上のことから、山口県に生じた損害の賠償を求めるとする請求人の主張には理由がない。

よって、本件監査請求については棄却する。